

源泉徴収義務者の皆様へ

定額減税(源泉所得税関係)説明会のご案内

令和5年12月22日に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。大綱においては、令和6年度分の所得税について定額による所得税の特別控除(定額減税)を実施することとされており、今後関係する税制改正法案が成立した場合には、令和6年6月から定額減税が実施されることとなります。

門真納税協会では、門真税務署と共催で今回の定額減税についての説明会を下記の通り開催いたします。この機会に是非ご参加ください。

公益社団法人 門真納税協会
法人部会長 喜多 一裕

日程	時間	会場
令和6年3月21日(木)	11:00~12:00	公益社団法人 門真納税協会 門真市殿島町8-10
4月16日(火)	13:30~14:30	
4月24日(水)	13:30~14:30	
5月16日(木)	①11:00~12:00 ②13:30~14:30	大東市立市民会館 大東市曙町4-6
5月21日(火)	①11:00~12:00 ②13:30~14:30	公益社団法人 門真納税協会 門真市殿島町8-10

- それぞれ事前予約制となっております。
ご予約は国税庁LINE公式アカウントよりお申込みください。

(LINEをお持ちでない方はお電話でも可能です。)

門真税務署：06-6909-0181

門真納税協会：06-6908-0631

国税庁LINE
公式アカウント



給与の支払者の事務のあらまし(給与所得者に対する定額減税)

給与所得者に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者(いわゆる甲欄適用者)に対して、その給与の支払者のもとで、その給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。

給与の支払者は、

- 令和6年6月1日以後に支払う給与等(賞与を含みます。以下同じです。)に対する源泉徴収税額からの時点の定額減税額を控除する事務(以下「月次減税事務」といいます。)
- 年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務(以下「年調減税事務」といいます。)の二つの事務を行うこととなります。

令和6年1~5月

令和6年6月~

(定額減税額の
全額控除後)

年末調整時

この間に支払う給与等は、
現行所得税法に規定する
税額表等により源泉徴収

月次減税事務

令和6年6月以後の
給与等に対する
源泉徴収税額から
定額減税額を控除

この間に支払う給与等は、
現行所得税法に規定する
税額表等により源泉徴収

年調減税事務

年末調整の際、
年末調整時点の
定額減税額に
基づき精算

(注) このあらまし中の次の用語は、それぞれ次に掲げる意味で使用しています。

「月次減税額」・・・令和6年6月以後に支払う給与等に対する源泉徴収税額から控除する定額減税額

「年調減税額」・・・年末調整時に年調所得税額から控除する定額減税額

「扶養控除等申告書」・・・「令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」

公益社団法人門真納税協会

TEL 06-6908-0631

E-mail kadoma@nk-net.co.jp

FAX 06-6908-4872

URL <https://www.nk-net.co.jp/kadoma/>